

出雲縁結び街道振興協議会規約

(名称)

第1条 本会は、出雲縁結び街道振興協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、出雲市小境町803番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、新たな視点で宍道湖湖北沿線地域における観光ルートの魅力アップを図り、この地域の観光事業の振興ならびに活性化に努めると共に、環境や社会教育の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光振興によるまちづくりの推進
- (2) 学術、文化、芸術及びスポーツの振興
- (3) 社会教育の推進
- (4) 環境保全の推進
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げる本会の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同する個人及び団体とする。
- (2) 賛助会員は、本会を賛助する個人及び団体とする。

(入会)

第6条 本会の会員として入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 家庭裁判所による補助開始、禁治産・準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときには、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、信用を失うような行為があったとき
- (2) 本会の会則又は総会の議決を無視する行為をしたとき

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の会費その他の本会の資産に対し、何等の請求をすることができない。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従いその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、前任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号に該当するときは、総会において3分の2以上の議

決に基づき解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。但し、報酬支給が必要とされる事項においては、総会の議決を得て会長が別に定める。

(顧問およびアドバイザー)

第18条 本会に、顧問及びアドバイザーを若干名置くことができる。

- 2 顧問およびアドバイザーは、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問およびアドバイザーは、会長の諮問に応じて意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 収支予算及び事業計画の承認
- (5) 収支決算及び事業報告の承認
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の種別及び開催)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回とする
- 3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の3分の1以上又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会長がこれにあたり、会長事故あるときは副会長がこれにあたる。

(総会の定足数及び議決)

第24条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会し議決することができない。

3 総会の議事は、この会則の定めるもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面表決)

第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人がこれに署名する。

(理事会の構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第28条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、会長が必要と認めるときに随時開催する。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数及び議決)

第31条 理事会は、その構成員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

2 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第32条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこ

れに充てる。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の担当者は、会長が任免する。

(委任)

第35条 この会則に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 平成29年4月28日から施行する